

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

訓令	職員が駐在及び駐在員の職務等に関する規程の一部を改正する訓令	一九
	標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令	一九
	職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令	二〇
	福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令	二〇
告示	公印を新調しその使用を開始する件	二〇
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	二〇
	土地改良区の定款の変更を認可した件	二〇
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件四件	二〇
	道路の区域を変更する件二件	二〇
	道路の供用を開始する件二件	二〇
公告	一般競争入札を行う件	二〇
	落札者を決定した件	二〇
	土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	二〇
	土地改良事業の工事の完了について届出があった件三件	二〇
	随意契約の相手方を決定した件七件	二〇
	福島県収用委員会	二〇
	土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件	二〇

福島県訓令第九号

## 訓令

職員の駐在及び駐在員の職務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 職員の駐在及び駐在員の職務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の職務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表Jヴィレッジの再整備に関する業務に従事する職員の項中「双葉郡楡葉町大字山田岡字美シ森八番地五七」を「双葉郡楡葉町大字山田岡字美シ森八番」に改め、同表（仮称）水産資源研究所の整備に関する業務に従事する職員の項を削り、同表調査船あづまの運行に関する業務に従事する職員の項中「福島県水産試験場」を「福島県水産海洋研究センター」に改め、同表沿岸漁業の改良普及に関する業務に従事する職員の項中「福島県水産試験場相馬支場」を削る。

### 附則

この訓令は、平成三十年六月一日から施行する。

（行政経営課）

### 福島県訓令第十号

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「水産試験場場長 水産試験場副場長」を「水産海洋研究センター所長 水産海洋研究センター副所長 水産資源研究所所長」に、「林業研究センター事務長 水産海洋研究センター事務長 水産資源研究所事務長」を「林業研究センター事務長 水産海洋研究センター事務長 水産資源研究所事務長」に、「水産試験場相馬支場場長」を「水産資源研究所副所長」に、「林業研究センター部長 水産試験場部長」を「林業研究センター部長 水産海洋研究センター部長 水産資源研究所部長」に改める。

### 附則

この訓令は、平成三十年六月一日から施行する。

本庁 機関 出先 機関

本庁 機関 出先 機関 労働委員会事務局

福島県訓令第十一号

(行政経営課)

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成三十年五月二十九日  
福島県知事 内堀雅雄

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程(昭和三十五年福島県訓令第二十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第一漁業指導船又は漁業調査船の乗組員の項中「水産試験場」を「水産海洋研究センター又は水産資源研究所」に改め、同表試験所研究職員の項中「水産試験場又は」を「水産海洋研究センター、水産資源研究所又は」に改め、同表水産試験場又は内水面水産試験場に勤務する研究職員の項を次のように改める。

水産海洋研究センター、水産資源研究所又は内水面水産試験場に勤務する研究職員	研究衣	作業帽 作業服(夏) 作業服(冬) ゴム長ぐつ	一 一 一 一	一年	
	雨衣		一	二年	水産資源研究所(種苗研究部に限る。)に勤務する職員を除く。
	防寒服		一	二年	水産資源研究所(種苗研究部に限る。)に勤務する職員にあつては使用期間を二年とする。

別表第二水産試験場の項中「水産試験場」を「水産海洋研究センター」に改め、同項中「(種苗研究部を除く。)」を削り、同項の次に次のように加える。

水産資源研究所	水産業調査用 水産業調査用 水産業調査用 水産業調査用	雨 衣 ゴム手袋 ゴム前掛 ゴム長ぐつ
---------	--------------------------------------	---------------------------------

内水面水産試験場	水産業調査用 水産業調査用 水産業調査用 水産業調査用	防寒服 雨 衣 ゴム手袋 ゴム前掛 ゴム長ぐつ
----------	--------------------------------------	--

この訓令は、平成三十年六月一日から施行する。

(職員業務課)

福島県訓令第十二号

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成三十年五月二十九日  
福島県知事 内堀雅雄

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令

別表出先機関の項中「林業研究センター 水産試験場」を「林業研究センター 水産海洋研究センター 水産資源研究所」に改める。

この訓令は、平成三十年六月一日から施行する。

附則


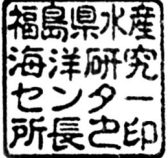

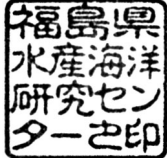
(農業振興課)

告 示

福島県告示第四百六十三号

公印を次のように新調し、平成三十年六月一日その使用を開始する。  
平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

		番号	職印			番号	庁印
20		番号	6			番号	
福島県水産資源研究所印	福島県水産海洋研究センター所長印	公印の名称	福島県水産資源研究所印	福島県水産海洋研究センター印	公印の名称	福島県水産資源研究所印	福島県水産海洋研究センター印
		印影			印影		
福島県水産資源研究所長	福島県水産海洋研究センター所長	公印管理者	福島県水産資源研究所長	福島県水産海洋研究センター所長	公印管理者		

福島県告示第四百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年五月二十九日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六五番地
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 協同組合ながぬまショッピングパーク

代表理事 青木 道雄

福島県須賀川市志茂字六角六五番地

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二二三号

協同組合ながぬまショッピングパーク

代表理事 青木 道雄

福島県須賀川市志茂字六角六五番地

(変更後)

24の2	
福島県現金取扱員印（福島県水産海洋研究センター用）	福島県現金取扱員印（福島県水産資源研究所用）
	
福島県水産海洋研究センターの福島県現金取扱員	福島県水産資源研究所の福島県現金取扱員

(文書法務課)

芙蓉総合リース株式会社  
 代表取締役 辻田 泰徳  
 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号  
 変更した年月日  
 平成三十年一月一日  
 届出年月日  
 平成三十年五月十七日  
 届出をした者  
 協同組合ながぬまショッピングパーク  
 芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

**福島県告示第四百六十五号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、安達疏水土地改良区から平成三十年四月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十二日認可した。  
 平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄  
 (農村計画課)

**福島県告示第四百六十六号**  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡南会津町八総字木戸沢丁三四一の六(次の図に示す部分に限る。)、丁三四一の九、字手取甲一〇二の二(次の図に示す部分に限る。)、森戸字立岩山二二二の七九
- 二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
 (森林保全課)

**福島県告示第四百六十七号**  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 南会津郡南会津町塩ノ原字滝ノ沢一五四七、一七一七、一七一九、一七二〇、湯ノ花一二〇二、字諸沢辛五六四の一、辛五六四の七六から辛五六四の七八まで、辛五六五、辛五六六、字真葛ヶ原庚一三六の一、庚一三六の二、庚一四七、庚一五四、水引三九八、四〇四
- 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 次の森林については、主伐は択伐による。  
 塩ノ原字滝ノ沢一五四七、一七一七、一七一九、一七二〇
    - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(森林保全課)

**福島県告示第四百六十八号**  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬市小野字北沢一五、一七  
保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬市山上字縄谷一七〇の一、一七〇の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成三十年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一八号	石川郡石川町字猫啼三 五七番一地从先から 同 郡同 町字猫啼三 六一番七地先まで	変更前 変更後	九・六〇 三六・二二 九・六〇 三六・二二	二四二・五 二四二・五

(道路計画課)

福島県告示第四百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成三十年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道白河 石川線	石川郡石川町字猫啼三 八四番三地从先から 同 郡同 町字猫啼三 六一番七地先まで	変更前 変更後	九・六〇 五四・五 九・六〇 五四・五	二六五・八 二六五・八

(道路計画課)

福島県告示第四百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道三穂 田須賀川 線	須賀川市仁井田字西原 六六五番地先から 同 市仁井田字板屋 三〇〇番地先まで	変更前 A 四・六 一八・八 B 一四・八 三〇・六 変更後 B 一四・八 三〇・六		一、三八八・六 一、二四九・七 一、二四九・七

(道路計画課)

**福島県告示第四百七十三号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道一一八号	石川郡石川町字猫啼三五七番一地从先から 同 郡同 町字猫啼三六一番七地先まで	平成三〇年五月二十九日

(道路計画課)

**福島県告示第四百七十四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道白河石川線	石川郡石川町字猫啼三八四番三地从先から 同 郡同 町字猫啼三六一番七地先まで	平成三〇年五月二十九日

(道路計画課)

**公 告**

## 公告第112号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立医科大学保健科学部新築（建築）工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年5月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 福島県立医科大学保健科学部新築（建築）工事 一式
- (2) 工事番号 第18-21045-0001号
- (3) 工事箇所 福島県福島市栄町地内
- (4) 工事概要  
ア 校舎棟 S造（地下SRC造） 9階建て 延床面積：18,323.83㎡  
イ 駐輪場 アルミ合金造（4棟） 平屋建て 延床面積：100.40㎡  
ウ ゴミ置場 RC造 平屋建て 延床面積：7.20㎡
- (5) 工期 議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成32年10月30日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 構成員の全てがアからキまでに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員がクに掲げる条件を満足している者であること。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。  
イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。  
ウ 建築工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の建築一式工事の項に規定する建築工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。  
エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。  
オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、建築一式工事の総合評定値が800点以上であること。  
カ 建設工事において、過去15年以内に延べ床面積1,500㎡以上又は地上3階建て以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新営工事（新築、改築又は増築を含む。以下同じ。）を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績（工事部分を対象とし、増築の場合は、増加した部分を対象とする。以下「施工実績」という。）を有する者であること。ただし、建築物の主要用途が駐車場、倉庫等の施工実績を除く。  
キ 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）を修了している者でカに示した建設工事の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のことをいい、当該入札者以外での施工経験を含む。）を有するもの（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

- ク この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (2) 構成員は、2者又は3者であること。
  - (3) 自主結成であること。
  - (4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
  - (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
  - (6) 当該工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからクまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成30年6月25日(月)午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室  
電話024-521-7881
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、平成30年5月29日(火)から同年6月22日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- なお、福島県保健福祉部ホームページからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項
- 次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
  - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成30年7月26日(木)午後2時
  - (2) 場所 杉妻会館3階百合(福島県福島市杉妻町3番45号)
  - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年7月25日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
  - (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定方法
- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。
- 評価値 = 技術評価点 ÷ 評価値算出価格 × 10,000,000
- ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価



値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者候補者の順位を決定する。

## 12 関連工事の落札者がなかった場合の取扱い

この工事は、工事番号18-21045-0002の福島県立医科大学保健科学部新築（電気）工事及び工事番号18-21045-0003の福島県立医科大学保健科学部新築（機械）工事（以下「関連工事」という。）と密接に関連する工事であるため、関連工事のいずれかに落札者が不在の場合には、関連工事の落札者が決定する日まで（契約に当たり議会の議決が必要な工事の場合は、契約締結について議決される日まで）この工事の契約の締結を留保し、関連する全ての工事の落札者決定後（議会の議決後）に契約を締結する。

### (1) 留保期間

関連工事の契約締結につき議会で議決される日まで（平成30年9月議会付議予定）。

### (2) 契約の辞退について

ア 本工事の落札候補者は、関連工事の落札決定の日まで契約を留保されることにより施工できないと判断する場合には、本工事の落札決定の日までの間に落札候補者を辞退することができる。

イ 関連工事の再度の入札等でも落札者が決まらない場合には、本工事の落札者は契約の締結を辞退することができる。

ウ 落札候補者又は落札者が契約の締結を辞退した場合には、入札説明書に規定する見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額の納付を免除し、入札参加資格制限の対象とはしない。

### (3) 留保期間を経て契約する場合の契約内容

ア 契約を締結する場合、工期の延長など契約の条件を変更することがある。

イ 福島県工事請負契約約款第25条第1項及び第4項に規定する「請負契約締結の日」を「落札決定の日」と読み替えて契約を締結する。

### (4) 留保期間後の契約締結における配置技術者の変更

「配置技術者の技術力」として申請のあった技術者の変更も認める。ただし、申請のあった技術者が獲得した点数以上の者とする。

## 13 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする（平成30年9月議会付議予定）。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

## 14 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他 詳細は、入札説明書による。

## 15 Summary

(1) Nature and quantity of the contract : School of Health Sciences Building, Fukushima Medical University Construction Work 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00p.m., 26 July 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 25 July 2018

(4) Contact point for the notice : Medical Workforce Unit, Local Medical Care Division, Health and Hygiene Promotion Section, Social Health and Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7881

(地域医療課医療人材対策室)

公告第113号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける養鶏分場跡地管理事業産業廃棄物撤去処分・収集運搬業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年5月29日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
養鶏分場跡地管理事業産業廃棄物撤去処分・収集運搬業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社クレハ環境 福島県いわき市錦町四反田30番地
- 5 落札金額  
214,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年2月6日

(農林総務課)

公告第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
飯舘村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 古川 良一 相馬郡飯舘村飯樋字町一四六番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 菅野 一三 相馬郡飯舘村小宮字くつわ掛一七五番地  
監事 古川 良一 同 郡同 村飯樋字町一四六番地

(農村計画課)

公告第百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。  
平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良事業を行つた者の名称

地区名

土地改良事業の種類

施行認可の年月日

工事の完了年月日

新地町

新地

村づくり交付金事業

平成二〇年七月九日

平成二九年三月二七日

(農村計画課)

公告第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。  
平成三十年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良事業を行つた者の名称

地区名

土地改良事業の種類

施行認可の年月日

工事の完了年月日

飯舘村

大森

農業基盤整備促進事業

平成二〇年八月一日

平成三〇年一月五日

(農村計画課)

## 公告第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成三十年五月二十九日

土地改良事業を行つた者の名称  
富岡町土地改良区

地区名

清水

種類

農業基盤整備促進事業

福島県知事

内堀雅雄

施行認可の年月日

工事の完了年月日

平成二〇年九月一日

平成三〇年三月二

九日

（農村計画課）

## 公告第118号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（焼却又は埋立）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年5月29日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（焼却又は埋立）1号 1,800 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
18,900円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

## 公告第119号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（焼却又は埋立）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方

公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年5月29日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋 田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（焼却又は埋立）2号 1,200 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エコ計画 埼玉県さいたま市桜区田島八丁目4番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
31,320円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

#### 公告第120号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年5月29日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋 田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化）1号 2,350 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
19,440円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

#### 公告第121号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（コンポスト化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年5月29日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋 田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（コンポスト化）3号 2,350 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年3月13日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
15,228円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

#### 公告第122号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年5月29日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（セメント化）1号 3,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
14,040円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

#### 公告第123号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年5月29日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（セメント化）1号 3,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8  
太平洋陸送株式会社 埼玉県加須市西ノ谷802番地1
- 5 随意契約に係る契約金額  
10,260円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

( 総 務 課 )

公告第124号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（セメント化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年 5月29日

福島県県北流域下水道建設事務所長 秋 田 喜代司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（セメント化）2号 3,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日立セメント株式会社 茨城県日立市平和町二丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
16,200円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

( 総 務 課 )

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成三十年五月十五日次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成三十年五月二十九日

福島県収用委員会  
会長 渡 邊 真 也

- 一 起業者の名称  
国土交通大臣
- 二 事業の種類  
一般国道一一五号改築工事（相馬福島道路・福島県伊達市霊山町下小国字力持地内から同県伊達郡桑折町大字松原字中島地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び普通河川付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地	地番	地目		地積（平方メートル）
		登記	現況	
福島県 伊達市 霊山町 掛田字 大館	九番	山林	山林	二八七
		登記	実測	三〇五・五八
		現況		三〇五・五八

収用しようとする土地の面積（平方メートル）

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明 ただし、 登記名義人 （亡）飯沼興 四郎の法定相 続人である全	

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種  
類  
なし

飯沼 敦	飯沼 智裕	飯沼 昭二郎	青田 志津子	飯沼 敏子	遠藤 眞一	飯沼 美津子	袋井 照枝	荻野 善則	石井 久明	福田 悠美子	武村 みはる	平山	員又は一部の者	飯沼 イソ	住所不明 (書類送達先) 福島県福島市南中央三丁目七番地の二 鶴島ガーデン一〇二号	
													徳田 一義	徳田 真由美	住所不明 (書類送達先) 不在者財産管理人 角田正志 (司法書士) 住所不明 ただし、住民票上の最終住所 (平成二十五年三月十三日職権 消除) 東京都江東区大島六丁目三番三十一〇七号 (書類送達先) 福島県福島市南中央三丁目七番地の二 鶴島ガーデン一〇二号	
													不在者財産管理人 菊池祥恵 (司法書士) (住民票上の住所) 東京都江東区大島八丁目四〇番四号 小峰方 (書類送達先) 東京都江東区大島八丁目四〇番四号 コーポ峰二〇二 埼玉県さいたま市大宮区堀の内町二丁目二二〇番地 高橋荘 二〇一号			
															埼玉県さいたま市見沼区大字中川六四六番地六 福島県福島市宮代字一本松五八番地の二二 福島県いわき市泉町滝尻字定ノ田二三七番地の三 福島県いわき市泉町滝尻字定ノ田二三七番地の三 福島県いわき市小名浜大原字堀米一八一番地 山梨県山梨市正徳寺一〇六番地五 福島県いわき市好間町上好間字上野原一〇二番地の五 福島県いわき市泉玉露三丁目一五番地の二一 千葉県習志野市谷津三丁目二八番一八一五〇二二号 千葉県流山市若葉台一一番地の二三 千葉県千葉市花見川区幕張町一丁目七六九三番地一四 アー トビツプ幕張一〇二二号	